

# 令和7年度からの新制度に関する説明



滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

1

## 日本型直接支払制度とは

農村地域の高齢化、人口の減少などで、農業生産に伴う地域の共同活動などにより支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。このため、平成26年度から農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援制度「日本型直接支払制度」が始まりました。

引用：農業・農村の有する多面的機能：農林水産省

- 多面的機能支払交付金
- 中山間地域等直接支払交付金
- 環境保全型農業直接支払交付金

# 日本型直接支払制度とは

# 日本型直接支払制度とは

## ・多面的機能支払交付金

### 【農地維持支払】

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動

### 【資源向上支払】

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動

3

## ・中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等、農業生産活動を将来に向けて維持するための活動

## ・環境保全型農業直接支払交付金

農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

4

# 農業・農村の多面的機能とは

農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たしています。しかし、それだけではありません。農村で農業が継続して行われることにより、私たちの生活に色々な『めぐみ』をもたらしています。このめぐみを「農業・農村の有する多面的機能」と呼んでいます。

【引用：農業・農村の有する多面的機能HPより】

[農業・農村の有する多面的機能：農林水産省](#)

5



# 防

## 洪水を防ぐ働き

～雨水を一時的に貯留して、ゆっくりと川に流す～

畠に囲まれた田や耕作された畠の土壌には、雨水を一時的に貯留する働きがあります。そのため農地は、ダムのような洪水を防止する役割を果たしています。

### 田は水を貯留する機能がある

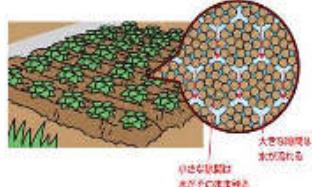
既に蓄積している田は、大雨の際、雨水を一時的に貯留し、輪郭をかけてゆっくりと下流に流すことができます。



排水口に雨水を使って水の浸透の説明ができる

### 耕作された畠の土に見られる infiltration

畠では土の構造が變って耕作構造を作り、その小さな隙間に水を一時的に貯留することができます。



大きな隙間  
水が貯れる  
小さな隙間  
水が貯れる

### 田の代かきの役割

代かきとは、土を深かくして水と混ぜ合わせる作業で、水の通り道となっている耕作を意味する。



代かき前



代かき



水が貯まる  
代かき後

### 田んぼダムの取り組み

この取り組みは貯留する場合に、耕作層及び耕作層を深めたり田を広げることで、運びこむ雨水を田に貯留し、水路への出山をより緩和化にすすめることができます。

洪水を緩和するためには、耕作一帯となっており用ひことが大切です。

出所：農林水産省

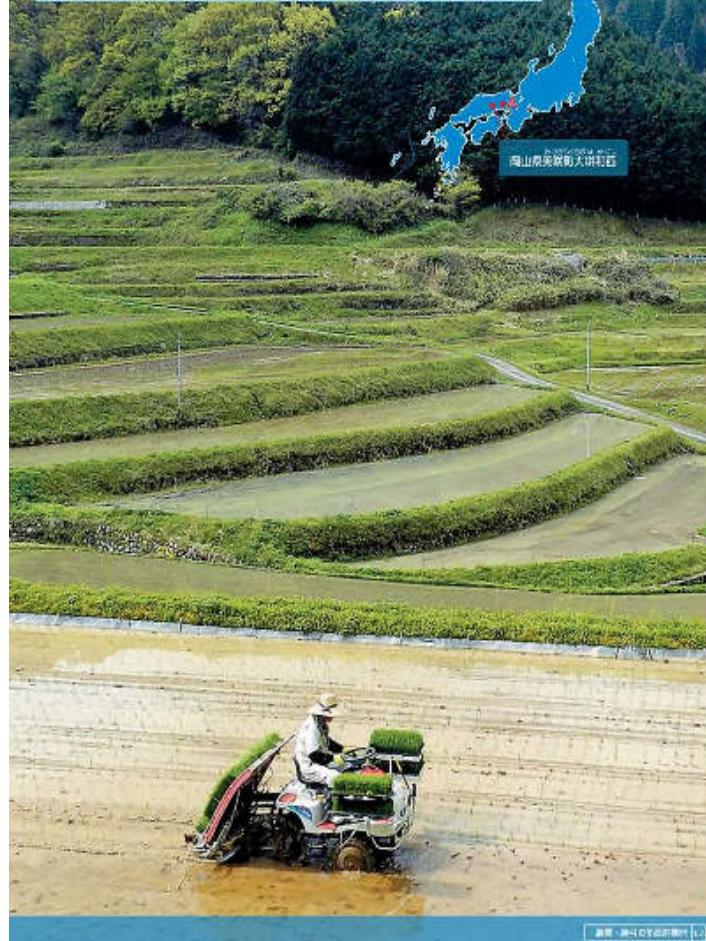
田の貯留できる水の量は日本全国で合わせると約50億tになると  
われるなど、二つの東京ドーム(184.7ha)分の4000haに相当します。

\*11日平均雨量(80mm)入浴地(さわら)農地(さわら)全面(さわら)の耕作(さわら)

\*2) 東京ドーム4箇所(4ha)と比べ



福井県美浜町大井和西



出所：農林水産省

# 水

## 河川の流れを安定させ、地下水を涵養する働き

～田畠に貯留した雨水等は、豊かな水源を涵養する～

田に貯留した雨水等は、一部は排水路から河川に流れり、一部はゆっくりと地下へ浸透し湧出して河川に湧ります。これらは、河川の水位を安定させる役割を果たしています。

また、地下に浸透した水は地下水になります。耕作された畠にも同じような役割があります。

### 河川の流れを安定させる

田畠に貯留した雨水等は、水路を通じてまた地下水としてゆっくりと河川に貢献されることにより、河川の流れが常に安定化されます。



### 地下水を涵養する

田畠に貯留した雨水等の多くは、地下にゆっくりと浸透して地下水となり、自然な水として下流地域の生活用水等に供給されます。



### 地下水涵養の取り組み

地下水涵養とは、雨水の貯てた水を下へ貯めたり、水を貯める田の耕作地に土を詰めたり水路に作っています。1971年に農林省(現農水省)が実験を行った結果、地下水涵養は田と河川で灌漑を切り、耕作した田の水を乗せる取り組みが実証されました。その後、こうした河川に、このように地下水涵養の取り組みが行われ、多くの市町がこの方法を実施しています。



出所：農林水産省



出所：農林水産省

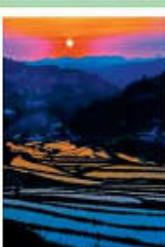


## 農村の景観を保全する働き ～「ふるさと」の美しい風景～

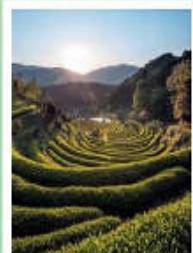
農村地域では、農業が営まれることにより、田畠に育った作物と農家の家庭、その周辺の水辺や里山が一体となって美しい田園風景を形成しています。



長野県白川郷  
[上高地]



長野県善光寺  
[上高地]



福島県喜多方市  
[喜多方]



福島県喜多方市  
[喜多方]

### 農の風景を構成する小生き世界



農の風景を構成する小生き世界  
農業を支える肥沃な土壌に、雨水を吸収する肥沃な土壌にあります。ひとひとつの小さな生き物が育まれて、豊かな農業を行っています。

## 土砂崩れや土の流出を防ぐ働き

～耕作された田畠は、土砂崩れや土の流出を防ぐ～

斜面に作られた田畠は、日々の手入れによって小さな崩壊も初歩段階で発見・補修できるため、土砂崩れを未然に防止することができます。また、田畠を耕作することで、雨が降っても雨水を地下にゆっくりとしみこませ、地下水位が急上昇することを抑える働きがあり、地すべりを防止しています。

田畠の作物や田に張られた水は、雨や風から土壌を守り、下流域に土壌が流出するのを防ぐ働きがあります。

# 守

### 土砂崩れを防ぐ

耕作が続けられていると…

雨水は田畠に溜められ、地下水が豊富に増えないため、土砂崩れが起きにくくなる。



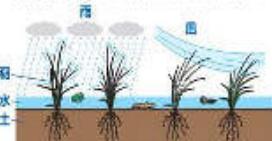
長い間、耕作が放棄されると…

雨水が貯留され、地下水が豊富に増え、土砂崩れ等が起きやすくなる。



### 土の流出を防ぐ

田に使われた水は雨衝から土壌を守り、田畠の作物は根葉の働きで土壌を守り、下流域への土壌の流出を防ぐ。



### 耕塙りの役割

耕塙りとは、耕などの作業を経て跡に跡のように土を撒いて耕める作業ことで、田の水も守れます。



田畠を守ることで、豊かで安全な国土が守られます

昭和22年には約42万ヘクタールの耕地が耕作放棄されてしまい、耕作放棄の原因は、豊かで安全な国土の肥沃な沃野に力をこらすため、田畠で耕作せず放棄入れが高まることがありました。さりとて耕作放棄田は「農地離脱」です。





## 文化を伝承する働き

### ～農業の豊みを通して地域の伝統文化を受け継ぐ～

全国各地に残る伝統行事や祭りは、五穀豊穣祈願や収穫を祝うもの等、稻作をはじめとする農業に由来するものが多く、地域において永きにわたり受け継がれています。



## 生物のすみかになる動き

### ～多様な生物の命を育む豊かな生産系～

田畠は、自然との調和を図りながら継続的に手入れをすることにより、豊かな生態系を持った二次的な自然が形成され、多様な生物が生息しています。この環境を維持することで、多様な生物の保護にも大きな役割を果たしています。



# 資料1-1

## 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 (多面的機能支払交付金)

### 令和7年度からの新制度に関する説明

※農林水産省多面的機能支払ウェブサイトより  
「令和7年度改正のポイント（リーフレット）」引用

[多面的機能支払交付金:農林水産省](#)

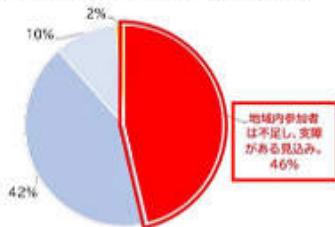
13

### 多面的機能支払の課題

- 地域共同活動による保全管理について、将来は約半数の組織において、参加者の不足により活動に支障をきたす見込みがあるとともに、小規模活動組織を中心に、役員・事務処理担当者の高齢化・後継者不足等により、活動を継続できなくなるおそれがある状況。
- 地域温暖化の防止や生物多様性の保全に資する長期中干し・冬期湛水等の取組面積は、減少又は現状維持の傾向が見られる状況。また、長期中干し・冬期湛水等は地域全体の水管理に係る調整が必要。

#### ○地域共同活動への地域内参加の充足状況に関する認識

##### ● 将来(5~10年後)の充足状況の認識



- 地域内参加者は不足し、支障がある見込み。
- 地域内参加者は不足するが、支障はない見込み。
- 地域内参加者は過不足ない見込み
- その他

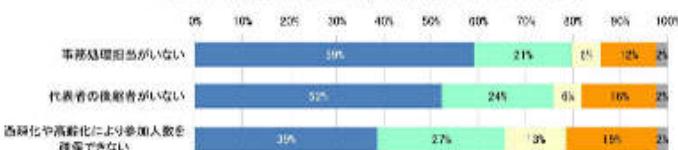
資料：令和5年度農林水産省農地資源課調べ（回答数1,310組織）

#### ○多面的機能支払の廃止組織の面積階層別内訳



※全活動組織のうち、  
20ha未満の組織の割合は約35%

#### ○多面的機能支払の取組を継続しなかった理由



※①あてはまる ②どちらかといえばあてはまる ③どちらかといえばあてはまらない ④あてはまらない ⑤無回答

資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

※調査：令和3年度→令和4年度動向調査結果より作成（N=386組織）

#### ○環境直払の取組別実施面積



14

## 令和7年度制度改正による追加項目

### 国制度の変更・追加点

- 活動組織の広域化に対する支援の追加

組織の体制強化  
に対する支援

- 環境保全型農業直接支払からの一部取組の移行

環境負荷低減の取組へ  
の支援（みどり加算）

- 共同活動の活動メニュー追加と増進加算の追加

多面的機能のさらなる  
増進に向けた活動への  
支援

- その他の制度改正

- ・長寿命化直営施工を行わない場合の上限単価の調整
- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックの追加

15

## 令和7年度制度改正による追加項目

### 組織の体制強化に対する支援

- ✓ 広域活動組織を立ち上げる際の補助が追加されます。

加算額（1度限り）

40万円/広域組織

- 令和7年度以降に設立される広域活動組織が対象です。

- 広域活動組織の立ち上げと同時に「活動支援班の設置」を行うことが要件です。

※活動支援班の構成員名簿の提出等が必要になります。

- 増進加算と異なり活動支援班の活動実績については、要件として求められません。

- 広域活動組織が設立された年度に一度だけ交付が受けられます。

16

## 環境保全型農業直接支払からの一部取組の移行

### 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

- ✓ 「環境保全型農業直接支払交付金」（環直）の取組の一部が、多面的機能支払交付金（まるごと）に移行されます。

#### みどり加算の取組一覧

- ・長期中干し
- ・冬季湛水
- ・夏季湛水
- ・中干し延期
- ・江の設置等

#### ○要件

- ・環境こだわり農産物の認証を受けたほ場で実施していること。（農薬等5割減）

- ・取組面積を増加させること。（後述）

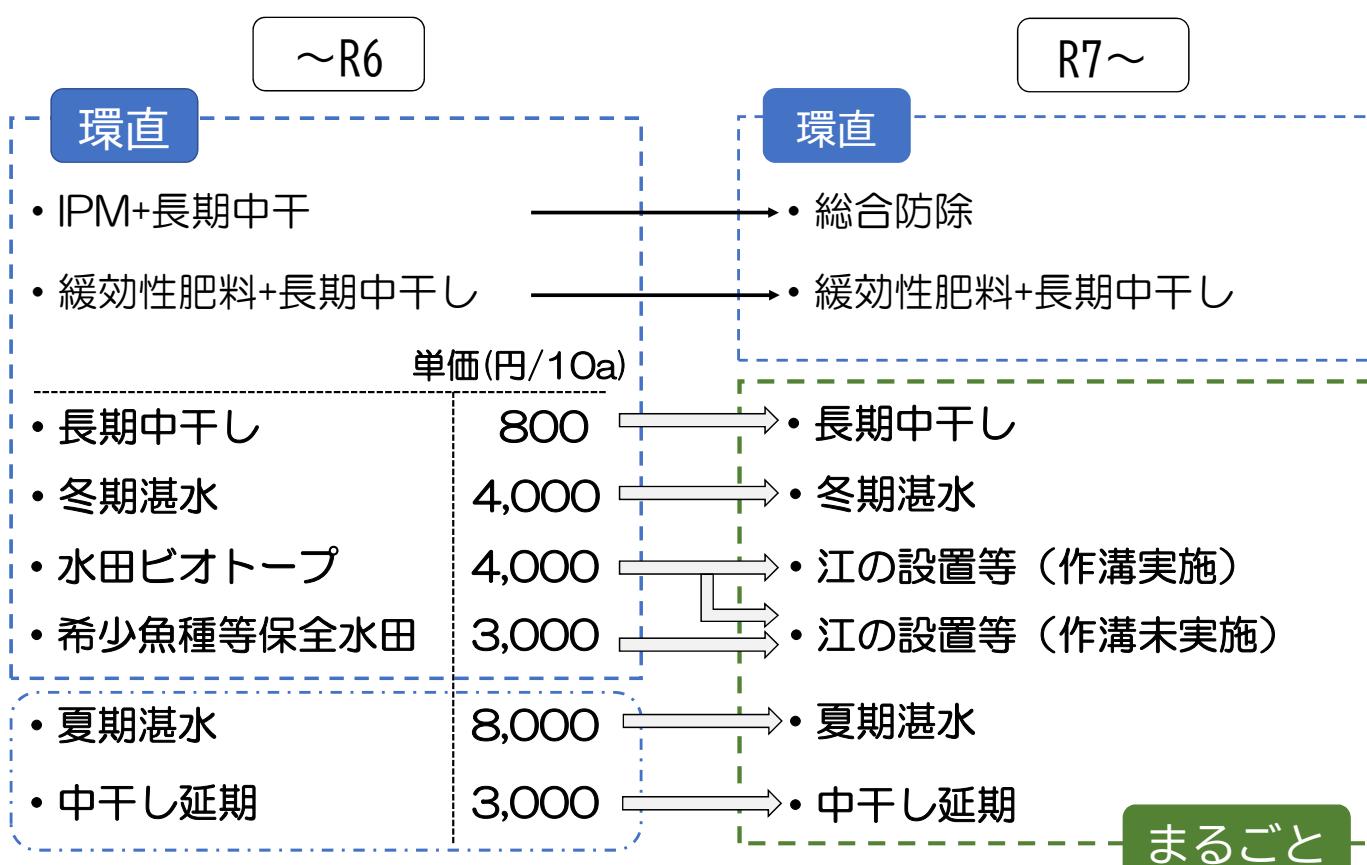
○「まるごと」の活動組織が地域ぐるみでこれらの活動に取り組む場合、取り組みを行う面積（畦畔、法面を含まない）に応じて交付金を受けられます。  
※交付対象面積ではなく、実際に長期中干し等を行うほ場の面積が対象

○令和6年度まで環直でこれらの取組を行っていた団体、農業者も、引き続き交付を受けることができます（特定事業実施者）。※令和11年までの経過措置

○活動組織は取組を行う農業者にみどり加算分を配分することができます。

17

## 環境保全型農業直接支払からの一部取組の移行



※移行による交付単価の変更はありません

18

## 令和7年度制度改正による追加項目

### 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

- ✓ 長期中干し
  - ・14日以上の中干を実施する。
  - ・1本/10a以上の溝切を行う。
- ✓ 冬期湛水
  - ・冬期に2か月以上湛水を行う。（水田）
- ✓ 江の設置等（作溝実施）
  - ・10m/10a以上のビオトープを設置する。  
（幅30~60cm、深さ10~20cm）
- ✓ 江の設置等（作溝未実施）
  - ・在来魚類が水田に遡上可能な状態とする。  
（魚のゆりかご水田の取組）
- ✓ 夏期湛水
  - ・転作田、畑等で夏期に2か月以上湛水を行う。
- ✓ 中干し延期
  - ・中干し開始時期を慣行時期より1カ月程度延期または中止し、湛水状態を保つ。



## 令和7年度制度改正による追加項目

### 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

- ✓ 手続き・交付金交付に関する事項
- みどり加算に当たる分は資源向上支払（共同）として交付されます。
- 活動組織からの事業計画申請は6/30までです。  
⇒その後、国からの要望量調査がある予定です。  
⇒そのため、交付決定のタイミングが農地維持、共同と比べると遅くなります。
- みどり加算に関する実施状況報告は年間2回あります。  
1回目は1/31、2回目は翌年度5/31（まるごとと同じ）です。
- 活動組織へのみどり加算分の概算払は、その年度の活動の実施状況が確認できた後となります。  
⇒そのため、2月以降、年度末までの支払いが想定されます。

## 令和7年度制度改正による追加項目

### 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

#### ✓ 実施状況の確認について

- 現地確認方法は環直で実施していた内容と同じです。

例）長期中干し：5～6月に取組者の代表は場1か所を現地確認し、溝切が実施されているか確認

- 書類は基本的に環直で提出されていた内容と同じです。

・実施状況報告書（環直） 　・生産記録等

※基本的に1/31までに提出、内容に変更がない場合、2回目は不要

- 活動組織は資源向上支払（共同）として、以下の書類を提出する必要があります。

・活動記録 　・金銭出納簿

※移行団体については、まるごとの活動を行わないため不要

21

## 令和7年度制度改正による追加項目

### 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

#### ✓ 要件等の注意点1（取組の要件）

- 活動期間中に当初面積よりも取組面積が増加する必要があります。

⇒次のスライドで詳細を説明

- 国要件の「化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上減」は、滋賀県の「環境こだわり農産物の生産」の認証を要件とします。（環直と同じ要件）

- 活動組織がみどり加算に取り組む場合、農地維持支払、資源向上支払（共同）の取組が必須です。

- 特定事業実施者は農地維持支払、資源向上支払（共同）の交付を受けることはできません。

※ 要件を満たさなかった場合、事業計画の認定年度に遡って返還する必要があります。

例）3年目で満たせなかった場合、1～3年目を遡及返還します。

22

## 令和7年度制度改正による追加項目

### 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

#### ✓要件等の注意点2（面積要件の考え方）

- 活動計画面積および活動実施面積が以下の2点を満たす必要があります。

① 計画・活動面積を **初年度面積 < 終了年度面積** とすること。

② 計画・活動面積を **初年度面積 ≤ 活動期間中面積** とすること。

⇒年度途中で面積が減少しても、初年度未満の面積でなければOK

（例）

年度	R7	R8	R9	R10	R11
面積	10a	12a	10a	10a	11a

② 1年目未満でないためOK

① 1年目より大きいためOK

年度	R7	R8	R9	R10	R11
面積	10a	12a	9a	10a	10a

② 1年目未満のためNG

① 1年目以下のためNG

23

## 令和7年度制度改正による追加項目

### ② 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

#### ✓要件等の注意点3（面積要件の例外）

- やむを得ない理由が認められる場合、遡及返還は必要ありません。

※ やむを得ない理由の例

- ・自然災害等
- ・土地収用および収用法適用事業（公共工事）による転用
- ・ブロックローション等、地域の営農上の事情  
(取組者の責によらないもの)

※ ただし、活動計画時点で判明している場合、活動計画自体を認定できません。

- 実施可能なすべての面積で実施している場合、遡及返還は必要ありません。

※この場合は活動計画時点から要件が満たせない計画となっていても、活動計画を認定することができます。

年度	R7	R8	R9	R10	R11
計画面積	10a	10a	10a	10a	10a

これ以上実施可能な面積がない場合OK

24

## そのほかの制度改正情報

○広域活動組織でも、長寿命化の直営施工を実施していない場合、資源向上支払（長寿命化）の交付単価上限が5/6になります。

- すでに直営施工を行われている活動組織については特に影響はありません。

○「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェック」が追加されました。

事業計画書提出時に取り組み項目にチェック、その後毎回の活動時にチェック内容に気を付けて活動してもらうものです。

（例）悪臭及び害虫の発生防止：除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時(します)	報告時(しました)
全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く）	特定事業実施者以外	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※令和7年度から、全ての活動組織等が「環境負荷低減のチェックシート」に取り組む内容を記入して市町に提出する必要があります。

※農林水産省多面的機能支払ウェブサイトに掲載の「多面的機能支払交付金環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）チェックシート解説書」を参照してください。

[多面的機能支払交付金:農林水産省](#)

25

## 県の制度改正に関する説明

### 制度の変更・追加点

- 生態系保全型の拡充
- 防災減災型の廃止と田んぼダム加算の導入
- 増進加算の導入

### ✓ 生態系保全型の拡充

①

「魚のゆりかご水田」の取組が環境保全型農業直接支払での支援を受けられなくなることから、地域ぐるみでの「魚のゆりかご水田」の取組を支援できるよう生態系保全型を拡充します。

要件：

- ・「魚のゆりかご水田米」認証面積が、活動組織の田の交付対象面積の5%以上であること。
- ・活動組織ぐるみで「魚のゆりかご水田」に取り組むこと。

※みどり加算で「江の設置等（作溝未実施）」の交付を受けているほ場については、生態系保全型の取組面積とみなせません。

②

生態系保全型特有の計画策定・普及啓発の要件を削除し、農村環境保全活動としての計画策定、普及啓発活動でよいものとします。  
これにより専門家への意見聞き取り等が必須ではなくなります。

27

### ✓ 防災減災型の廃止と田んぼダム加算の導入

田んぼダム取組への支援であった防災減災型を、現在取組中の活動組織限りとし、国の田んぼダム取組への加算単価である「水田の雨水貯留機能強化を推進する活動に対する支援」を導入します。これにより、単価は下がるものとの他の型と重複して取り組めるようになります。また、加算を受けるための要件が緩和されます。

防災減災型

- ・交付対象面積の8割以上で実施すること。
- ・市町長が効果があると認める一団の農用地で行うこと。  
(地域の防災マップで浸水深0.5m以上の地域が対象) ←削除
- ・畦畔断面を標準以上確保すること。 ←削除



水田の雨水貯留機能強化を推進する活動に対する支援（田んぼダム加算）

- ・交付対象面積の5割以上で実施すること。

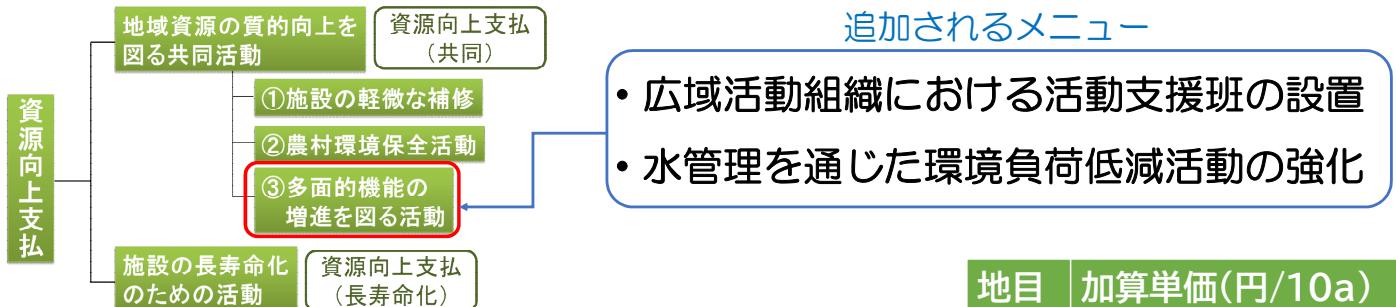
地目	加算単価(円/10a)
田	300

28

## 県の制度改正

### 多面的機能のさらなる増進に向けた活動への支援（増進加算）

- ✓ 資源向上活動（共同）の「多面的機能の増進を図る活動」に新たな活動が追加されます。
- ✓ 新しく追加された活動に取り組む場合、加算措置が追加されます。



○「まるごと」の活動組織が地域ぐるみで追加された活動に取り組む場合、資源向上支払（共同）の単価に追加で交付金を受けられます。

○追加した年度を含む活動期間中に限り加算が適用されます。

○1筆でも活動を実施していれば、取組を行ったものとみなします。

○追加された活動に取り組むかどうかは活動組織の任意です。

29

地目	加算単価(円/10a)
田	300
畠	180
草地	30

## 県の制度改正

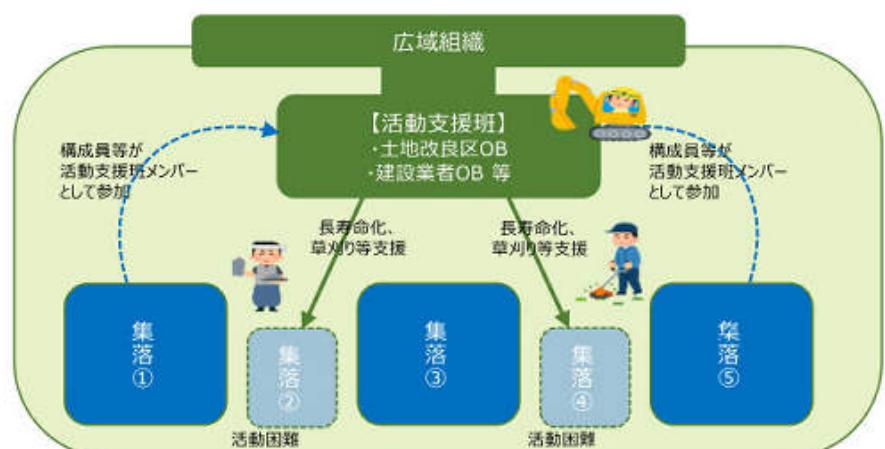
### 「多面的機能の増進を図る活動」の追加メニューに関する説明

- ✓ 「まるごと」の交付金を用いて以下の活動が行えるようになります。

#### 広域活動組織における活動支援班の設置

○複数の集落で構成される広域活動組織において、活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置されるチームです。

○活動支援班のメンバーは広域活動組織の構成員複数人である必要があります。



○増進加算を受けるには、活動支援班が活動していることが要件となります。

※活動記録に具体的な活動内容を記載する欄が追加されます。

30

## 県の制度改革

### 「多面的機能の増進を図る活動」の追加メニューに関する説明

- ✓ 「まるごと」の交付金を用いて以下の活動が行えるようになります。

#### 水管管理を通じた環境負荷低減活動の強化

- 活動組織ぐるみで「長期中干し、冬季湛水、夏季湛水、中干し延期、江の設置」（みどり加算と同じ内容）に取り組む活動です。
- みどり加算と異なり、農薬使用量5割減、面積増加の要件はありません。
- 取組面積にかかわらず、1筆でも行っていれば活動したものとみなせます。
- 環直で「総合防除」等のメニューの要件である、メタン対策として長期中干しの取組を行っているほ場については、活動組織での取組とみなすことができます。
- ただし、「まるごと」の活動組織の交付対象内のほ場であっても、環直からの移行団体(特定事業実施者)がみどり加算の交付を受け取っているほ場での取組については、活動組織の取組とみなせません。

31

## 県の制度改革

### ✓みどり加算・増進加算・環直との重複について

- 同じほ場が「環直」と「みどり加算」両方の交付を受けることはできません。  
※ 例外として「環直」で堆肥施用、「みどり加算」で冬期湛水の場合のみ可能

- 活動組織が「みどり加算」に取り組む場合は、増進加算も受けることができます。  
※ 活動計画書への増進活動としての位置づけは必要

- 活動組織の対象面積内で移行団体が「みどり加算」を行っていても、それを理由に活動組織が増進加算を受けることはできません。  
※ 活動組織が別のほ場で取組していれば、交付を受けられる

- 活動組織の対象面積内で、「環直」取り組みほ場が総合防除の要件として長期中干しに取り組む場合、活動組織は増進加算を受けられます。  
※ 活動組織として長期中干しに取り組んだ活動記録は必要

- 特定事業実施者は資源向上支払（共同）の増進加算を受けることはできません。

32

## 県の制度改正

### 多面的機能支払交付金へ移行する取組と環境保全型農業直接支払交付金の重複ができない場合について

事業実施主体	みどり加算の取組	みどり加算と環直の同じ圃場での重複申請の可、不可	多面増進加算の申請可、不可
特定事業実施者 <sup>※1</sup> (R11年度まで)	長期中干し、夏期湛水、 中干し延期、江の設置等	全取組(有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、炭の投入、地域特認)	不可
	冬期湛水	堆肥の施用	可 <sup>※2</sup>
		堆肥以外(有機農業、緑肥の施用、総合防除、炭の投入、地域特認)	不可
多面的機能支払交付 金活動組織	長期中干し、夏期湛水、 中干し延期、江の設置等	全取組(有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、炭の投入、地域特認)	不可
	冬期湛水	堆肥の施用	可 <sup>※2</sup>
		堆肥以外(有機農業、緑肥の施用、総合防除、炭の投入、地域特認)	不可
特定事業実施者 <sup>※1</sup> (R11年度まで)	申請なし	全取組(有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、炭の投入、地域特認)	可
多面的機能支払交付 金活動組織	申請なし	全取組(有機農業、堆肥の施用、緑肥の施用、総合防除、炭の投入、地域特認)	可

※1 特定事業実施者→環直からの移行団体

※2 みどり加算と環直の重複申請は不可。ただし、冬期湛水と堆肥の施用については重複申請可能。

33

## 安全管理の再徹底について

### 内容

- 本年度の事故発生件数の状況
- 死亡事故の事例
- 安全管理の徹底に向けて

34

## 本年度の事故発生件数の状況(全国)

- 事故発生件数は増加傾向にあり、死亡事故も複数件発生しています。事故発生時の作業の内訳は、**草刈と泥上げにおける事故**が全体の約9割を占める状況です。
- 死亡事故は、活動中の**転落やトラクターの横転等**が多く、特に草刈作業における転倒・転落が多い傾向にあります。

35

### 事故事例：水路の草刈作業時の転倒による死亡事故

- 作業内容：水路の草刈り

- 事故概要：複数人で水路の草刈作業をしていた際、被害男性が後方に転倒。コンクリート製の水路側壁に後頭部を強打し、本人死亡。



※写真はイメージです。実際の事故発生現場ではありません。

- 発生原因：足元の確認不足・現場の事前確認不足

- 死亡原因：ヘルメット不着用

ヘルメットを着用していれば、死亡する可能性は低かった。

36

## その他の死亡事故事例

	事故事例	作業内容	事故概要	発生原因	死亡原因
①	山中移動時の転落事故	水路の泥上げ・清掃	複数人での山中水路の清掃が終了し、水路の中を歩きながら下山していたところ、被害男性が足を踏み外し、下の町道まで転落した。（傾斜角70度、高さ20m）	経路の状況確認不足	ヘルメット不着用 安全帯の不使用
②	草刈り作業中のトラクター横転による死亡事故	水路法面の草刈り	モア（草刈り機）を装着したトラクターで水路法面の草刈作業時、トラクターがバランスを崩し転倒。運転をしていた被害男性が下敷きになり、本人死亡。	現場の事前確認不足 (トラクターが通行可能かどうか等)	シートベルト不使用
③	農道法面の草刈り作業中の転落	農道の草刈り	複数人で農道法面の草刈作業を手鎌で行っていた際、被害男性が約3mの高さから道路に転落。本人死亡。	現場の事前確認不足 (高所作業となるかどうか等)	ヘルメット不着用 安全帯の不使用
④	ため池の草刈りにおける死亡事故	ため池の草刈り	被害男性を含む3名でため池とその周囲の草刈りを行っていた。それぞれの担当範囲を決めて作業を行っていたが、途中から被害男性の姿が確認できなくなり、ため池の水を抜いたところ、被害男性が発見された。	独断による計画に無い作業の実施	単独作業

発生原因・死亡原因ともに作業者の油断や慢心に起因するものが多い

37

## 安全管理の徹底に向けて

### ○KY(危険予測)ミーティングの実施

作業中にどのような事故が発生する可能性があるか、どのような危険が潜んでいるか想像し、その対策について作業前に話し合う

### ○安全対策の徹底：作業時のヘルメット着用 高所作業時の安全帯・命綱の使用



ヘルメット



安全帯



命綱(親綱)

38